

伐木等の業務特別教育修了者を対象とした補講イ  
(令和4年5月17日(火)実施分)のご案内

1 伐木等の業務特別教育修了者を対象とした補講イ(2.5時間講習)

改正法令等施行日(令和2年8月1日)よりも前の伐木等の業務(労働安全衛生規則第36条第8号)の修了者(チェーンソー等の講習を受けた者)に係る下記「補講イ」を実施します。

科 目		範 囲	時 間
学 科	伐木等作業に関する知識	造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用	1時間
	関係法令	法、令及び新安衛則中の関係条項	1時間
実 技	伐木等の方法	下肢の切創防止用保護衣等の着用	30分

※林業・木材製造業労働災害防止協会山口県支部以外の団体等で受講した修了証をお持ちの方は、修了証を交付した団体等で補講を受けられるようお願いします。

2 日時及び場所

期 日	時 間	募集人員	科目内容	会 場
5月17日(火)	9:15~12:00	35人	学科2時間 実技30分	山口森林ふれあいセンター (山口県中央森林組合山口総合支所) 山口市大内長野1978

※会場駐車場の駐車台数に限りがありますので、できるだけ相乗り等でご来場ください。

3 科目、時間

別添「伐木等の業務特別教育修了者を対象とした補講イ カリキュラム表」のとおり。

4 受講料等(テキスト代含む、税込)

4,400円

※納入された受講料等については、主催者側の都合で講習を開催できない場合などのほかは返金しません。(5月11日以降のキャンセルの場合は受講料等を返金しません。)

5 受講申込及び受講料等の納入

(1) 受講申込方法

ア 別紙**受講申込書**に林災防山口県支部発行の修了証番号など必要事項を記入の上、**写真1枚**(上半身正面無帽6ヶ月以内撮影)及び**修了証両面のコピー**を添付し、下記申込先に郵送等でお申し込みください。(受講料等の納入については、受講申込の結果、受講を認められた方に別途お知らせします。) ※電話、ファクスなどによる事前予約はできません。

【申込先】 〒753-0074 山口市中央4丁目5-16 県商工会館2階  
林業・木材製造業労働災害防止協会 山口県支部

(2) 申込期限

令和4年5月2日(月) ただし、定員に達した時点で終了とします。

注1) 受講者は、**防護衣(スボンタイプ又はチャブス型)を必ず持参**の上、受講する。

注2) 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う現下の状況に鑑み、個人の受講希望者が一人でも多く受講できるように一定の配慮を講じることとし、**非会員である法人(会社等)による申込みについては、一つの法人(会社等)につき最大10名を限度とするなど一定の制限を行うこととしておりますので、あらかじめご了承ください**ようお願いします。

【お問合せ先】 〒753-0074 山口市中央4丁目5-16 県商工会館2階  
林業・木材製造業労働災害防止協会 山口県支部 電話083-922-0157

(別添)

伐木等の業務特別教育修了者を対象とした補講イ カリキュラム表  
(平成31年2月14日付け基発第 0214 第9号労働基準局長通達)

受講時間 9 : 1 5 ~ 1 2 : 0 0

学科	科目	範囲	時間
学科教育	伐木等作業に関する知識	(1) 造材の方法 (2) 下肢の切創防止用保護衣等の着用	1.0
	関係法令	(1) 法、令及び新安衛則中の関係条項	1.0
実技教育	伐木等の方法	(1) 下肢の切創防止用保護衣等の着用	0.5